

会員各位

全国卸商業団地協同組合連合会
会 長 尾 池 良 行

東日本大震災災害見舞金等のご報告について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、この度の東日本大震災に対応すべく、会員の皆様にご協力をいただいた災害見舞金等につきましては、下記のとおり配分等いたしましたのでご連絡いたします。

敬具

記

1. 災害見舞金規程に基づく分担金の配分について

平成23年3月29日付の事務連絡に基づき賦課いたしました分担金（総額21,350千円）につきましては、被災した会員15組合に対して5月11日に配分をいたしました。配分の内容は別紙のとおりです。

なお、この分担金については、法人税基本通達9-7-15の4（災害見舞金に充てるために同業団体等へ拠出する分担金等）の適用を受けられることを国税庁に確認しております。したがって、会員の皆様がこれを支出した日の属する事業年度において、その支出額を損金の額に算入することとなります。

2. 日本赤十字社への義援金の送金について

上記の分担金の支払いの際に、分担金の金額を超える金額の支出を申し出ていただきました会員の皆様には、その分担金の金額を超える部分の金額につきましては、義援金として日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座に支払い、復興に役立てていただく旨の説明をしておりました。

結果として、会員の皆様のご協力により総額2,700千円が集まりましたので、既にご連絡をしておおり、5月31日に日本赤十字社へ送金いたしました。

なお、この日本赤十字社の「東日本大震災義援金」口座に対する送金は、「国等に対する寄附金」に該当しますので、分担金の金額を超える金額を支出した会員の皆様は、これを支出した日の属する事業年度において、その支出額を損金の額に算入することとなります。

（注）上記の義援金に充てるための支出については、支出された会員ごとに「預り証」を送付いたしますので、大切に保管して下さい。

以上

東日本大震災災害見舞金の配分について

◎災害見舞金規程に基づく分担金の配分

< 分担金総額 >

21,350,000 円

< 配 分 先 >

- ・ (協) 八戸総合卸センター
- ・ (協) 八戸流通センター
- ・ (協) 盛岡卸センター
- ・ (協) 仙台卸商センター
- ・ (協) 山形流通団地
- ・ 福島卸商団地 (協)
- ・ 南東北総合卸センター (協)
- ・ (協) 須賀川卸センター
- ・ 会津若松卸商団地 (協)
- ・ (協) 下館総合卸センター
- ・ (協) 土浦総合流通センター
- ・ (協) 栃木卸センター
- ・ 宇都宮卸商業団地 (協)
- ・ 千葉総合卸商業団地 (協)
- ・ 船橋総合卸商業団地 (協)

計 15 組合